

第4回 農地部定例会議事録

- 開催日時 平成30年9月25日 13時30分
- 開催場所 阿南市役所 602会議室
- 出席委員 田上部長・中村副部長・久米寛治委員・南部委員・岡部委員・幸田委員・久米博委員・森委員・阪井委員・吉岡委員・竹内委員・厚田委員・久積委員・萩野委員・服部委員・佐竹委員・井出委員・植田委員
- 欠席委員 亀井委員
- 西尾局長 欠席委員の報告及び、農業委員等に関する法律第27条第3項により会議の有効性を報告
- 事務局 議案の訂正を申し上げます。
議案書の14ページをお開きください。第7号議案No.15、16借受人が「○○○○○○○○」となっておりますが、正しくは、「○○○○○○○○○○」です。
続きまして、議案書の53ページをお開きください。第7号議案No.104貸付人住所が「那賀川町芳崎399番地1」ととなっておりますが、正しくは、「那賀川町芳崎399番地」です。
- 田上部長 (部長挨拶)
それでは第4回農地部定例会を始めさせていただきます。本日の議事録署名者は桑野地区の森委員、宝田地区の厚田委員にお願いします。
- 田上部長 それでは本日の議事に入りたいと思います。
第1号議案 非農地証明願について
第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
第4号議案 農地法の規定による許可申請の取下(取消)について(5条)
第5号議案 農地法第5条の規定による事業計画変更について
第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第7号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
ただし、農業委員会等に関する法律第31条により6ページ第6号議案No.1については別途審議といたします。
議案についてはそれぞれ各地区で事前に審議されていると思いますのでご報告をお願いします。椿地区からお願いします。

久米寛治委員　それでは椿地区からご報告します。椿地区は 9 月 20 日に福井公民館において、福井地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の 8 ページをお開きください。第 7 号議案「委員による朗読・説明」法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

田上部長　次に、福井地区お願いします。

南部委員　それでは福井地区からご報告します。福井地区は 9 月 20 日に福井公民館において、椿地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の 11 ページをお開きください。第 7 号議案「委員による朗読・説明」法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、福井地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

田上部長　次に、橘地区お願いします。

岡部委員　今回、議案はございません。

田上部長　次に、新野地区お願いします。

幸田委員　それでは新野地区からご報告します。新野地区は 9 月 18 日に新野公民館において地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の 12 ページをお開きください。第 7 号議案「委員による朗読・説明」法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、新野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

田上部長　次に、桑野地区お願いします。

森委員　それでは桑野地区からご報告します。桑野地区は 9 月 21 日に桑野公民館において地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告さ

せていただきます。

議案書の13ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上です。桑野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

田上部長 次に、見能林地区申し上げます。

阪井委員 それでは見能林地区からご報告します。見能林地区は9月21日に宝田公民館にて富岡地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の4ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の7ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、見能林地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

田上部長 次に、富岡地区申し上げます。

竹内委員 それでは富岡地区からご報告します。富岡地区は9月21日に宝田公民館にて見能林地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では書類不備により継続審議としました。

議案書の7ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、富岡地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

田上部長 次に、宝田地区申し上げます。

厚田委員 それでは宝田地区からご報告します。宝田地区は9月21日に宝田公民館にて見能林地区、富岡地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の6ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

以上、宝田地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

田上部長 次に、長生地区お願ひします。

久積委員 それでは長生地区からご報告します。長生地区は9月19日に事務局にて中野島と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の7ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、長生地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

田上部長 次に、中野島地区お願ひします。

萩野委員 それでは中野島地区からご報告します。中野島地区は9月19日に事務局にて長生と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の6ページをお開きください。第6号議案No.2は取下が出ております。

議案書の17ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、中野島地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

田上部長 次に、大野地区お願ひします。

服部委員 それでは大野地区からご報告します。大野地区は9月20日に老人憩いの家にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の 2 ページをお開きください。第 2 号議案「法第 3 条第 2 項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の 5 ページをお開きください。第 5 号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の 6 ページをお開きください。第 6 号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の 19 ページをお開きください。第 7 号議案「委員による朗読・説明」法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、大野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

田上部長

次に、加茂谷地区お願ひします。

佐竹委員

それでは加茂谷地区からご報告します。加茂谷地区は 9 月 14 日に加茂谷公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の 19 ページをお開きください。第 7 号議案「委員による朗読・説明」法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、加茂谷地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

田上部長

続きまして那賀川地区からご報告します。那賀川地区は、本日 9 月 25 日に那賀川公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の 1 ページをお開きください。第 1 号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の 6 ページをお開きください。第 6 号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の 24 ページをお開きください。第 7 号議案「委員による朗読・説明」法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、那賀川地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

田上部長

次に、羽ノ浦地区お願ひします。

植田委員

それでは羽ノ浦地区からご報告します。羽ノ浦地区は9月18日に羽ノ浦公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の72ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

以上、羽ノ浦地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

田上部長

それでは、それぞれの地区からご報告いただきましたが、ご意見ご質問がありましたら挙手のうえ発言願います。

一同

異議なし

田上部長

それでは、別途審議を行いますので、農業委員会等に関する法律第31条により〇〇〇〇には、採決の間、退室をお願いします。

(〇〇〇〇退室)

田上部長

議事を再開します。

それでは、議案書の6ページ第6号議案No.1について承認してもよろしいか。

一同

異議なし

田上部長

それでは、議案書の6ページ第6号議案No.1についても承認いたします。退室した〇〇〇〇に入室してもらってください。

(〇〇〇〇入室)

田上部長

それでは、ただいまの審議の結果を事務局より報告してもらいます。

西尾局長

報告します。第4回農地部定例会議案、第1号議案から第7号議案のうち第3号議案No.1については、継続審議とし、第6号議案No.2については、取下とし、その他の議案については、全て承認です。

田上部長

只今事務局から報告のとおり決定してよろしいか。

一同 異議なし

田上部長 それでは報告のとおり承認します。

西尾局長 本日は、追加議案がございますので、これからの議長は、萩野会長にお願いいたします。

萩野会長 農業委員会等に関する法律第 31 条の規定によりまして、田上農地部長は議事に参加することができませんので、退室をお願いします。

(田上部長退室)

萩野会長 議事を再開します。
はじめに、事務局から追加議案書を配布いたします。

(議案書の配布)

萩野会長 それでは、第 8 号議案「委員の辞任について」を議題といたします。
事務局から議案の説明をしてください。

西尾局長 第 8 号議案「委員の辞任について」の説明をいたします。
田上農地部長から平成 30 年 9 月 7 日付で辞職願が提出されました。
農業委員会等に関する法律第 13 条第 1 項では、農業委員会委員は、正当な理由があるときは、市長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任できることとなっております。

農業委員会の同意は、農地部定例会出席者の過半数の賛成によって認められることとなります。

なお、辞職の理由としましては、一身上の都合となっております。

萩野会長 事務局の説明が終わりましたが、ここで直ちに小休とします。

(小休)

萩野会長 それでは、議事を再開いたします。辞職の同意に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成多数)

萩野会長 賛成多数ということで、辞職について同意することといたします。このあと、市長の同意を得た上で正式な辞任となります。

萩野会長 続きまして、追加議案となりますが、第9号議案として、ただいま空席となりました「農地部長の選任について」を議題といたします。

(議案書の配布)

萩野会長 農地部長の互選を行います。
互選の方法について、お諮りします。
はじめに、農地部長に立候補される方がおいでましたら、挙手をお願いいたします。

立候補者がいないようですので、指名の方法は、議長一任とすることでご異議ございませんか。

一同 異議なし

萩野会長 那賀川地区の井出委員さんを指名します。

萩野会長 お諮りします。
那賀川地区の井出委員さんを農地部長とすることにご異議ございませんか

一同 異議なし

萩野会長 異議なしと認め、農地部長には、那賀川地区の井出委員さんが選出されました。よろしく願いいたします。

萩野会長 以上で追加の議案審議を終了し、第4回農地部定例会を閉会いたします。次回は10月25日木曜日で予定いたしております。本日は大変ご苦労さまでした。

閉 会

農地部長

議事録署名者

議事録署名者
